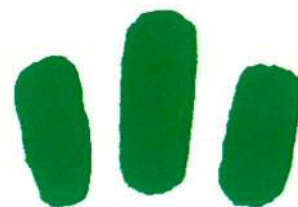


農業のために

農村のために

農家のために



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

「水土里ネットとっとり」は行動します。



平成27年度版

写真：南部町
農村の風景フォトコンテスト
2014 特選作品

水土里ネットとっとり
(鳥取県土地改良事業団体連合会)

私たちは、皆様のパートナーです。

役割

土地改良事業団体連合会（以下、「連合会」という。）は、土地改良事業を適切かつ効率的に行うことを目的として、市町村、土地改良区等（以下、「会員」という。）が設立した協同組織です。

いわば、会員が事業を行う上で、指導、援助、調査研究などを行うための専門知識経験をもった組織であり、会員のパートナーです。

性格

連合会は営利を目的としない公法人です。

設立：昭和33年11月 土地改良法第111条の3（法人格）

事業

1. 会員の行う土地改良事業（付帯事業を含む。）に関する技術的な指導その他の援助
 2. 土地改良事業に関連する国土調査に係る事業
 3. 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
 4. 土地改良事業に関する調査及び研究
 5. 国又は鳥取県の行う土地改良事業に対する協力
 6. 会員に対する土地改良関係事業用機器材の貸付
 7. 農地の集団化の指導奨励
 8. 目的を達成するため必要な事業
- ※土地改良事業とは農業農村整備事業等を言います。

会員

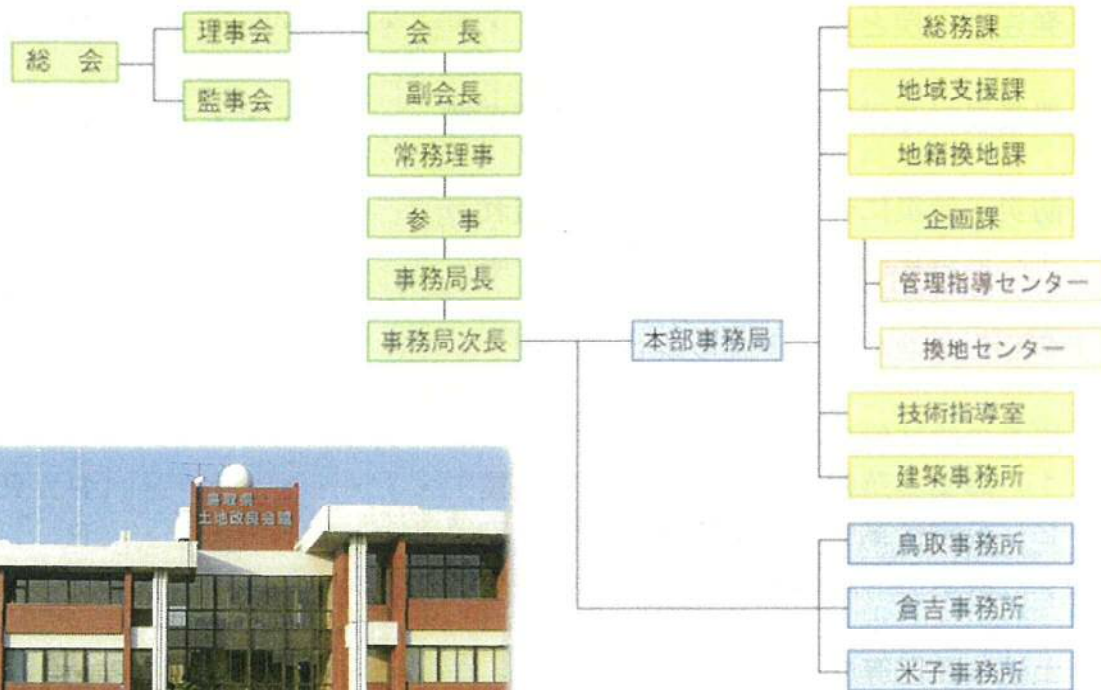
市町村19団体、土地改良区等74団体の計 93団体で構成されています。

平成27年4月現在

事業関連資格者数

技術士（農業部門・農業土木）	2	一級建築施工管理技士	1
技術士補	5	一級土木施工管理技士	11
農業土木技術管理士	8	二級土木施工管理技士	5
コンクリート診断士	1	二級管工事施工管理技士	2
環境計量士	1	一級造園施工管理技士	2
二級建築士	3	浄化槽技術管理者	10
測量士	14	浄化槽設備士	4
測量士補	13	酸素欠乏防止主任技術者	3
土地改良換地士	7	電気工事士	1
土地改良専門技術者	1	初級システムアドミニストレータ	2
地籍主任調査員	11	甲種防火管理者	2
地籍工程管理士	3	第二種衛生管理者	3
畑地かんがい技士	1	危険物取扱者（丙種）	1
上級農業集落排水計画設計士	1	日商簿記（3級）	1
農業集落排水計画設計士	5	RCCM	3
下水道技術検定（2種）	1		

水土里ネットとっとり組織・機構



役員名簿(平成 27 年 4 月 1 日現在)

役 職	氏 名	職 歴
会 長	木 村 肇	学 識 経 験 者
副 会 長	杉 原 義 人	天 神 野 土 地 改 良 区 理 事 長
"	天 島 清 憲	大 山 山 麓 地 区 土 地 改 良 区 連 合 理 事 長
常 務 理 事	中 村 均	学 識 経 験 者
理 事	深 澤 義 彦	鳥 取 市 長
"	榎 本 武 利	岩 美 町 長
"	高 見 則 夫	大 口 堰 土 地 改 良 区 理 事 長
"	和 田 哲 也	郡 家 土 地 改 良 区 理 事 長
"	石 田 耕 太 郎	倉 吉 市 長
"	宮 脇 正 道	湯 梨 浜 町 長
"	石 賀 昭 一	赤 碕 町 土 地 改 良 区 理 事 長
"	生 田 裕 宣	米 子 市 四 ヶ 村 堰 土 地 改 良 区 理 事 長
"	森 田 増 範	大 山 町 長
"	石 操	日 吉 津 村 長
代 表 監 事	田 中 朝 久	大 倉 土 地 改 良 区 理 事 長
監 事	吉 田 英 人	八 頭 町 長
"	椎 木 学	大 山 土 地 改 良 区 理 事 長

目 次

1. 発注者支援と業務協定について P. 1～4
2. 農業農村整備事業における積算業務支援 P. 5
3. 防災・減災に係る支援業務契約の流れ
 - 1) 災害復旧への支援（事業増高申請） P. 6～7
 - 2) 増高申請「字切図」作成支援 P. 8
 - 3) ため池ハザードマップ作成支援 P. 9
4. 施設の維持管理に係る支援
 - 1) 農業集落排水 機能強化対策事業 P. 10
 - 2) 公営企業会計（上下水道）移行支援 P. 11
 - 3) 農業水利施設の機能診断、保全計画策定支援 P. 12
5. 土地改良区等に係る支援
 - 1) 登記業務・相続調査への支援 P. 13
 - 2) 土地改良区への総合的な支援 P. 14～16
 - 3) 多面的機能支払交付金への支援 P. 17
6. 中間管理事業に係る支援
 - 1) 中間管理事業に係る事業推進支援 P. 18～19

記載内容についてのお問い合わせ窓口

本 部 事 務 局	TEL (0857) 38 - 9500
倉 吉 事 務 所	TEL (0858) 47 - 0055
米 子 事 務 所	TEL (0859) 32 - 9710

水土里ネットとつとりは、農業農村を振興する市町村等のパートナーです。農業農村整備を進めるには、専門的知識や経験が必要です。

ほ場整備、農道や水路整備などの調査、計画、設計、積算あるいは施工監理など農業農村整備を進めるには、いわゆる「一般土木」とは技術的な考え方が異なる部分があり、**専門的知識や経験**が必要です。

例えば・・・

- ①農業に必要な水や農地などの生産基盤を整備するためには、水利系統、地形、地質、営農計画、経営体など総合的に判断し、効率的・経済的に計画することが必要となります。
- ②特に水利計画では利水の面から、農道は農耕車の走行、そして農地は営農機械の走行性や排水性などを考慮する必要があります。
- ③整備方法や維持管理コストを検討し、農家負担軽減のため現地に合わせた創意工夫が必要となります。
(一般土木では一律的なマニュアルや標準設計で行われることが多い。)



近年、市町村の農業農村整備事業担当で専門的知識や経験豊富な職員が非常に少なくなっている中で、基盤の改善方法や整備計画の策定、コンサルタントの成果品の良否の判断が難しいなどの声が多い。



農業農村整備事業の調査、計画、測量・設計、積算から施工監理さらには施設点検までトータル的に実績のある**県土地連(水土里ネットとつとり)**へまずご相談ください。

公益法人であるため、常に国、県と連携して必要な情報を共有している県土地連ですので安心です。

もちろん会計検査にも全面的にバックアップします。

発注者支援機関として会員の発注関係事務を支援します。

鳥取県土連は、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を実施する能力を有する発注者支援機関として県内で唯一国に認定されている機関で安心です。

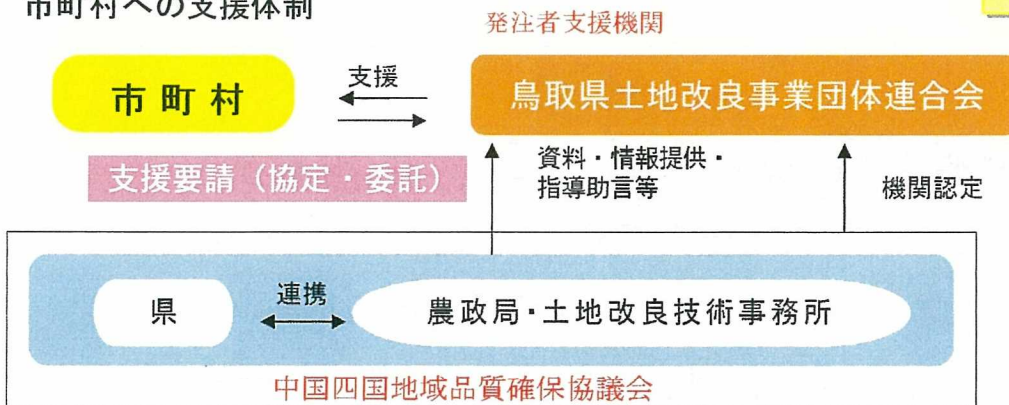
会員が行う発注関係事務の全部又は一部を支援できます。

また、予算事務や地元調整なども含めた包括的な事務支援も実施します。

● 発注関係事務の支援（フロー）



● 市町村への支援体制

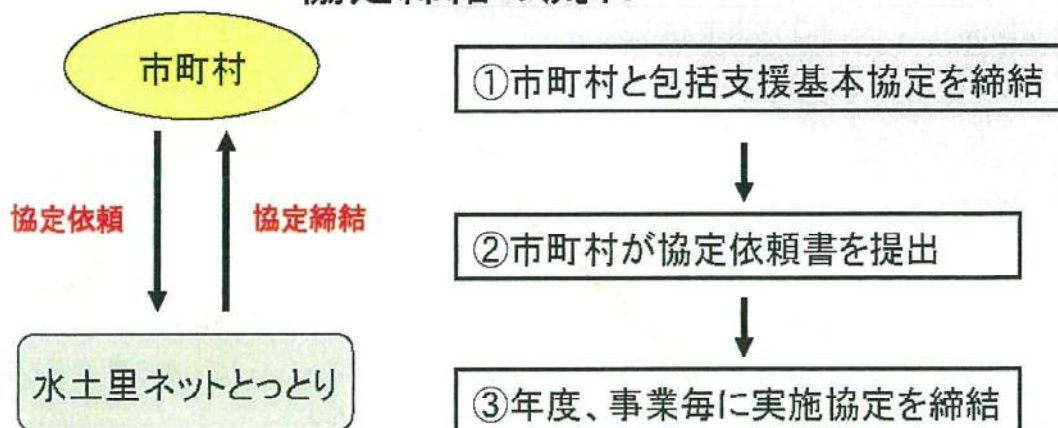


担当窓口：地域支援課
 電話：0857-38-9500

発注者支援業務は「協定」もできます。

これからの業務支援は、随意契約など「委託契約」か「協定」のいずれかをご検討ください。

協定締結の流れ



なぜ協定なのか

そもそも県土地連は、会員(市町村・改良区)が設立した協同組織です。
また、品確法で位置づけられ、積極的に活用することとなっている、県内で唯一の「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定されています。

農業農村整備事業効果を最大限に生かして行くために、お互い協力し合うパートナーとして、
発注者の市町村等と本会は「協定」による業務支援がふさわしいといえるのではないのでしょうか。

本会は、農業農村整備事業における発注者支援機関として県内で唯一、国より認定された団体であり、公共工事の品質を確保するため、発注者の業務を支援します。

発注者支援事例

調査・設計・積算 + 工事管理(監督員代行)

- 鳥取市環境下水道部 農業集落排水処理施設工事(協定)
- 倉吉市下水道課 非常用通報装置設置工事(随契)
- 土地改良区 農業用水路更新工事など(随契)

日本下水道事業団と土地改良事業団体連合会の比較(参考)

	日本下水道事業団	土地改良事業団体連合会
法人格	地方公共団体の代表者等の発意により建設大臣の認可を受けて設立された認可法人(昭和47年11月設立) 地方共同法人(平成15年)へ移行	会員(市町村、土地改良区等)が農林大臣の認可を受けて設立した認可法人(昭和33年11月設立) 公法人
根拠法	日本下水道事業団法	土地改良法111条の3
設立目的	地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、①下水道に関する技術的援助を行うとともに、②下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること。	土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的 ①会員が行う・・・に関する技術的な指導その他の援助 ②・・・に関する教育及び情報の提供など
委託の手續	(下水道事業の手引き) ①委託要請 → ②委託協定の締結(基本協定、年度実施協定)	(業務受託規程) ①業務委託申込書→②業務委託契約の締結(現状) ①見積依頼→②見積合わせ→③委託契約締結(随意契約)
委託の費用	建設工事費区分の管理諸費率による	受託料基準による
品確法	認定なし	農業農村整備事業発注者支援機関に認定済
委託事例	○A市下水道環境部の事例 1. 委託内容 農業集落排水処理場の改築工事に伴う支援業務(通常の測量設計ではない工事監督補助、検査等の発注者支援) 2. 委託方法 日本下水道事業団と同様に「協定書」により締結 3. 委託費用 工事費による料率表(A市独自) ※ 協定とは、甲乙が共に委託内容や費用について協議して合意するもの。通常の測量設計では、民間コンサルでも可能なため適用理由が難しい。	
今後の方針	◎ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号) → 発注関係事務の全部または一部を行うことができる者として認定された「発注者支援機関」を活用する。(基本的な方針) ①本会は鳥取県内で唯一の認定機関であるため、基本協定を締結する。 ②支援内容は、発注事務に関する包括的な業務内容であること。	

「農業農村整備事業における積算業務」への支援
(技術者不足によりお困りの市町村等を支援します。)

1. 支援の目的

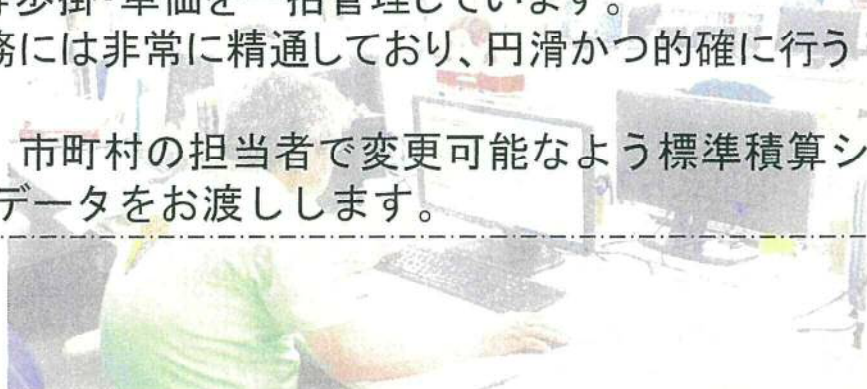
- 農業農村整備関連の積算業務は、一般土木と異なり特殊性があります。
- 経験の少ない市町村担当職員にとっては非常に手間がかかり、積算ミスの可能性も発生する恐れもあります。
- 積算業務を委託することで、きめ細やかな事業管理、受益者との十分な調整など本来業務の充実を図ることができます。

2. 支援の内容

標準積算システムを用いた積算書の作成

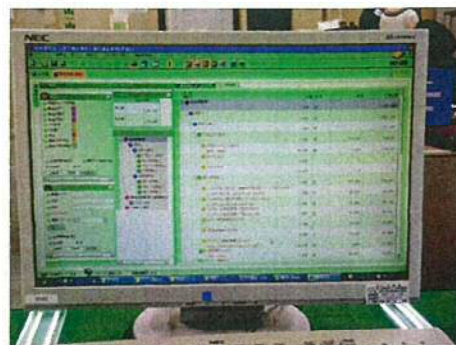
本会は、**鳥取県と標準積算システムの保守管理契約を締結**しており、県の指導のもと工事等歩掛・単価を一括管理しています。

- 工事費等積算業務には非常に精通しており、円滑かつ的確に行うことができます。
- 成果については、市町村の担当者で変更可能なよう標準積算システム等の電子データをお渡しします。



3. 支援の費用

土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)の積算参考資料作成歩掛により、委託費用を算出します。



4. その他

◎業務委託に係る積算についても支援します。

農地・農業施設災害への対応は大丈夫ですか。
まずは、当会へご一報ください。

●災害発生後の「測量・災害査定設計」はお任せください。

⇒測量・設計、工事設計書、工事監理、申請書類など
近年実績:鳥取市、琴浦町、北栄町、南部町
広島県、島根県など

●作業が大変な災害復旧事業の「補助率増高申請」もお任せください。

●システム化して迅速・正確に行います。

システム化とは

①増高申請のシステム化

⇒ 増高申請書類作成システムを活用

②字切図のシステム化

⇒ 鳥取県版水土里情報システムを活用



GISを利用しブロック化した
維持管理区域図を継続的に
保存管理することが可能になります。

土地改良関連 災害復旧事務の支援 増高申請書類作成システム

暫定法による補助率

農地及び農業施設の災害復旧事業費に対する国庫補助は、暫定措置に関する法律に基づいて交付されます。

暫定法は、1戸当たりの災害復旧事業費をとっており、1戸当たり災害復旧事業費が多額になれば**国からの助成が優位**となります。また、通年にわたって被災した場合、被災者の負担を救うために連年災害における補助率の特例を設けています。

○補助率を増高するには**申請する必要があります**。

○本システムは、増高に必要な**申請書類を作成**します。

- ・単年災と連年災の補助率が確認できます。
- ・激甚書式に対応します。
- ・エクセルファイルで作成します。
- ・申請事務処理の時間短縮ができます。



農地・農業用施設災害增高申請に必要な字切図作成の支援

支援の目的

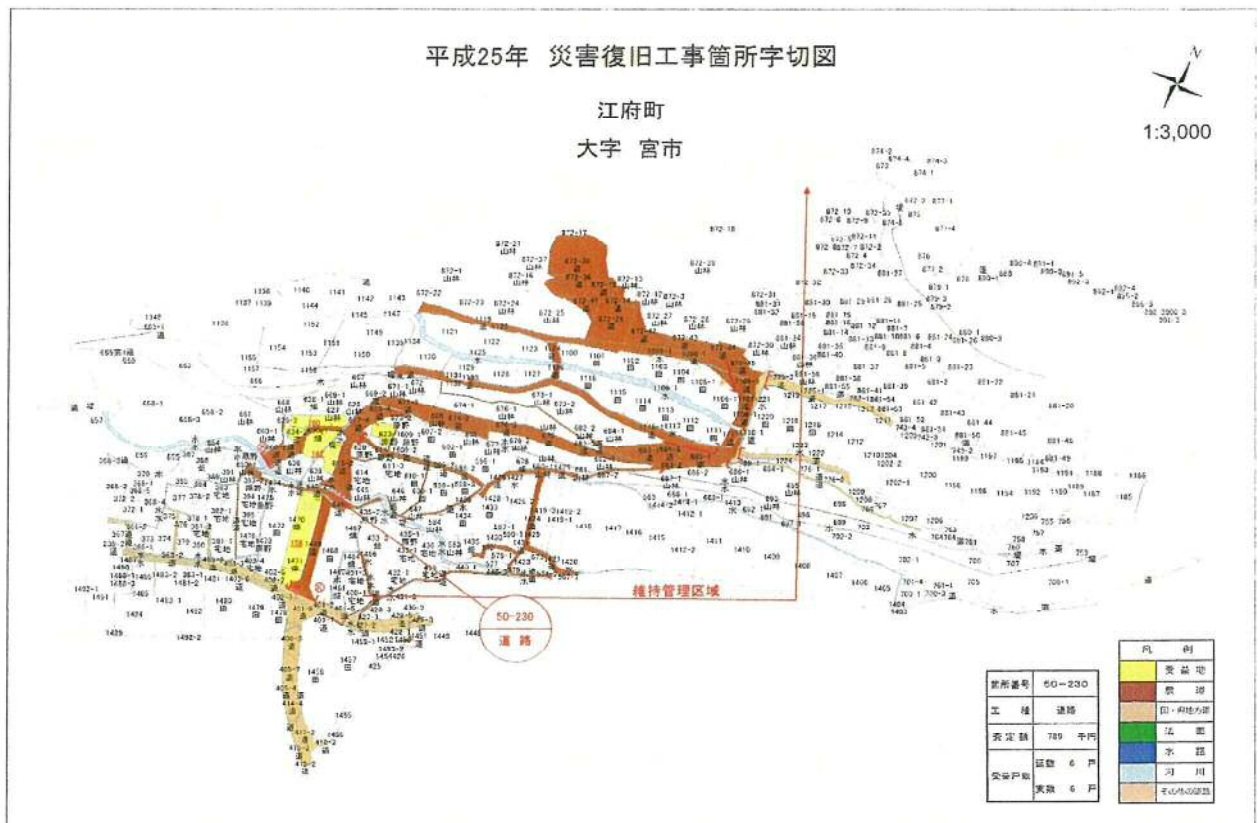
災害発生時、增高申請に必要な字切図の作成をパソコン上で簡便に行えるように支援することで、災害復旧事務の効率化を図ります。

別途開発中の增高申請書類作成システムと連携することで、より効率的に書類作成を行うことができます。

支援の内容

GIS ソフトウェア「ArcGIS」の機能を拡張することで、農地筆、航空写真、地形図を背景とし、筆の着色、地番・地目の表示等の操作を簡便に行えるようにします。

作成事例



ため池のハザードマップを整備しませんか。

【支援の内容】

①氾濫解析等：

被災区域、到達時間、流速及び水深等の算定と図面を作成。

②ワークショップ：

ワークショップにより避難経路、避難場所、連絡体制・連絡方法、避難時期等を住民同志で話し合い。

③ハザードマップ作成：

①、②の結果でマップを作成し地域住民に配布し周知。

④防災訓練：

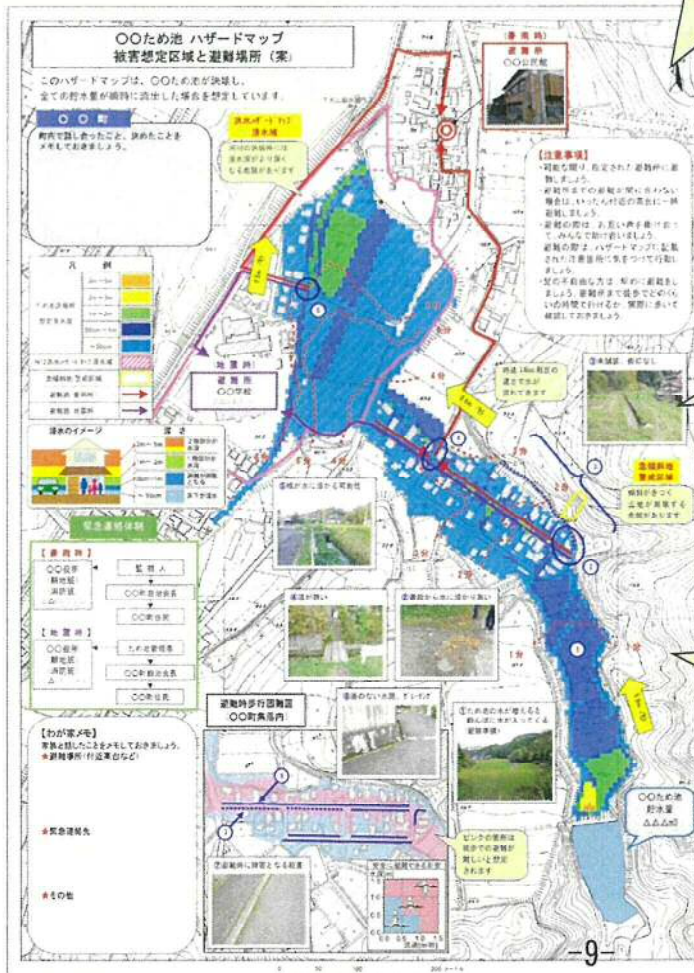
防災訓練を希望される場合の指導、助言。

●実績及び H27 実施予定

- 1) H26 年度：鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、北栄町、琴浦町、大山町 15 箇所
- 2) 平成 27 年度実施予定：八頭町、湯梨浜町、南部町、日南町、日野町 18 箇所
- 3) 合計 33 箇所（関係市町村：12 市町）

●完成したハザードマップ

ため池が決壊したとき、
どのように地域に水が流
れてくるか解析。



水が流れてきた場合を想像しながら
実際に集落を歩き、避難の際に障害
となる危険箇所などを確認。



避難場所や避難経路、地域を歩いて
みて分かった危ない箇所などを地図
にまとめる。



農業集落排水施設の機能強化は必要ありませんか。

1. 事業内容 (農業集落排水機能強化事業)

農業集落排水施設の増改築又は機能低下した施設の機能回復などを図るものです。

実施事例

- ①処理施設水槽の防食工
- ②設備機器関係の更新（単純更新は不可）
- ③処理対象人口の増加に伴う施設の増築
- ④水質規制の強化により処理機能の強化（処理方式の変更）
- ⑤不明水対策（管路施設の補修、公共枴の交換等）
- ⑥処理区の統廃合

2. 採択の要件

改築に要する費用が**200万円以上**で、次のいずれかの要件に該当する施設が対象となる。

- ①維持管理が適切に行われていること。
原則として**供用開始後7年以上経過**していること。
- ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水**施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められる**こと。

3. 事業の流れ

①事業計画策定
(前年度)

施設診断、対策工の検討、事業費算定等

②事業採択

実施設計、工事発注

③事業実施

4. これまでの実施市町

H6～H22 7市町25地区が実施

公営企業会計(上下水道)への移行は 進んでいますか。

1. 公営企業会計の必要性

地方公営企業が地方公営企業会計法を適用するのは…

- 維持管理という経営の時代への転換期
- 上下水道事業の効率化を図り財政を健全化

【根拠法令は】

総務省は、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を公布し、公営企業会計である下水道事業についても**財務4表**（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書）の作成を求めています。

2. 公営企業会計の効果

- ①複式簿記の採用により**財務の明確化・透明化**が図れます。
- ②財務状況を公表することで、**住民の理解や協力を得られやすくなる**とともに、職員意識の向上が期待できます。
- ③減価償却計算によって適正な原価が計算され、**使用料改定の根拠をより明確**に出来ます。

3. 支援の内容

①基本計画策定

作業方針・作業スケジュールの作成

②資産調査・評価

設計書、決算書から算定

③移行事務手続

移行に伴い会計システムの導入支援

4. 支援の実績

H19～H23「鳥取市下水道財産調査業務」（鳥取市）

H25「用瀬町簡易水道資産調査業務」（鳥取市）

農業水利施設は大丈夫ですか？

(農業水利施設保全合理化学業)

◇目的は

これまで整備してきた農業水利施設をなるべく更新せず、**適時補修**をすることで**長寿命化をはかり、維持管理コストを縮減**するために行います。

◇現状は



用・排水路の劣化



頭首工の劣化

◇県土連の役割は

1. 機能診断調査

2. 機能診断評価

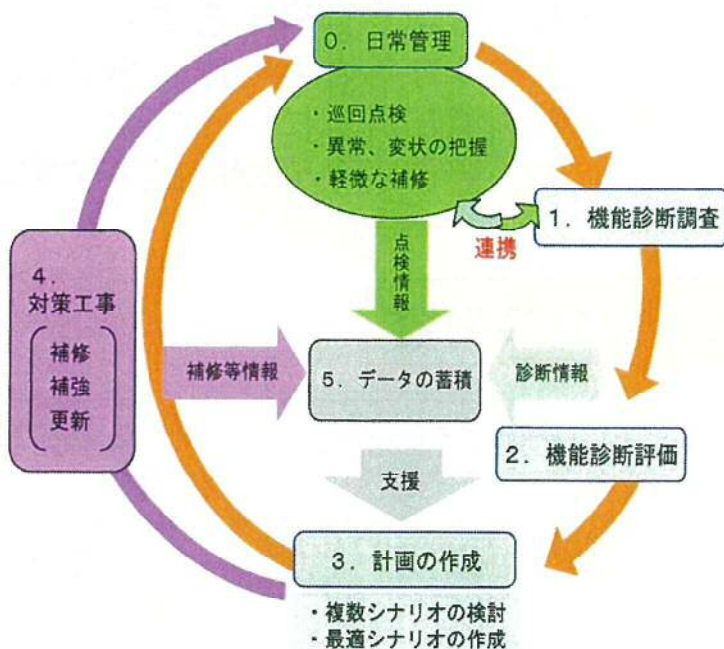
3. 計画の作成

機能保全計画の作成

5. データの蓄積

水土里情報システム

への登録



ストックマネジメントの流れ

◇実施市町

●H26 若桜町、八頭町、倉吉市(土地改良区)、北栄町

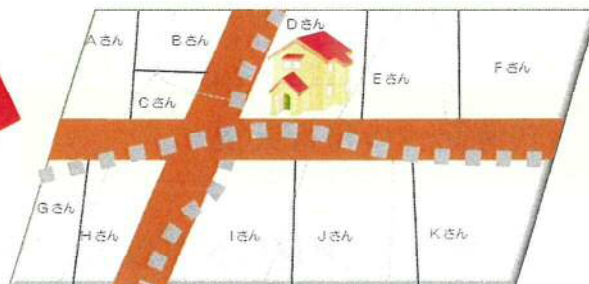
●H27 鳥取市、岩美町、倉吉市(土地改良区)

～登記業務・相続調査をお手伝いします～



★登記業務・調査等の補助内容についてはいろいろありますが、大きく分けて2通りあります。

- ① 用地買収登記
- ② 所有者等の死亡による相続調査



☆ご利用の利点

- ・法務局における調査から申請書の作成までしますので、あとは登記申請をしていただくだけです。
- ・相続調査における戸籍請求から相続関係図を経験豊富な換地士が作成しますので、煩わしい手間やそれに係る時間が省けます。

業務の内容

- ① 用地買収登記
 - ・登記業務（所有権移転、相続、住所・地目変更、合筆、抹消、分筆等）における申請書の作成まではお手伝いしますので、申請はあくまで事業主体です。
- ② 所有者等の死亡による相続調査
 - ・土地改良事業関係の調査であれば、直接連合会が戸籍請求することも可能ですが、それ以外の事業であれば戸籍請求における文書発送は事業主体となります。

業務の費用

(別途 諸経費+消費税が必要)

項目	単位	金額(円)	項目	単位	金額(円)
◎所有権移転	1人1筆	17,330	◎相続	1人1筆	21,730
◎住所変更	1人1筆	6,480	◎地目変更・合筆	1件1筆	5,930
◎所有権保存	1人1筆	11,120	◎抹消	1件1筆	8,920
○分筆	1筆	20,120	○地積更正	1筆	17,790
○土地表示	1筆	11,870			
相続調査	1戸	15,670	相続関係図作成含む		

※ ◎印の項目については、同一地権者であれば2筆目以降は1筆当たり300円を加算するのみとし、○印の地積測量図、現地調査書等は事業主体が作成することとします。

土地改良区への総合的な支援

複式簿記への移行が迫っています。

① 複式簿記への移行支援

全ての土地改良区は5年以内に取り組む必要があります。

「県土連は全面的に支援します。」

- 国営関連地区：概ね3年間の準備、4年目移行本格導入
- 機構・県営関連地区：原則2年以内取組、着手
- その他：5年以内に取り組、着手
- (国営以外の地区：最低でも補完的導入が必要)



県土連にまかせてね



② 土地改良区施設（資産）台帳の作成支援

複式簿記移行には土地改良施設の資産評価（価格）が必要です。

このため台帳の整備も急がれます。



貸借対照表

資産の部	負債の部
	資本の部

ココですよ!!

③ 事務文書、図面等の電子データ化

保存されている会議関係資料、賦課金関係書類、施設管理関係資料、工事関係発注資料等について整理・電子化します。



電子化単価

(単位:円/枚)

サイズ	白黒	カラー
B5	25	110
B4		
A4		
A3		
図面 A0,A1	350	950



○ 電子化のための書類、図面等の整理にかかる費用並びにファイリング費用については、別途協議させていただきます。

④ 賦課金・会計システムの導入支援

現在、複式簿記会計システムの開発も検討中です。

賦課金・会計事務のシステム化、又はパソコンの更新予定はありませんか？
最新システム（バージョンアップ後）の導入・更新のお手伝いをさせていただきます。

(更新予定価格) 未定

(新規導入予定価格) 未定

【県内の導入実績】 27土地改良区

⑤ 業務支援

土地改良区業務のうち各種会議資料、賦課金通知書の作成、工事発注、施工管理等の業務を代行します。

業務受託料は業務に応じて別途見積りいたします。

【受託実績】 1 土地改良区

⑥ 土地改良施設賠償責任保険

近年、土地改良施設での事故等により管理責任を問われることが多くなり、こうした場合、施設の管理団体に対し、多額の損害賠償を請求されるケースが増加しており、本会では「土地改良施設賠償責任保険」の団体加入手続きを行っています。

- (1) 保険会社 東京海上日動火災保険(株)
- (2) 保険金額 対人 1事故 1億円
(免責額 1事故 1万円)
- 対物 1事故 1,000万円
(免責額 1事故 1万円)

【加入実績】

加入団体	用排水路 440円/km	ため池 440円/km	道路 440円/km	パイプライン 440円/km	その他 440円/km
38 土地改良区	502 km	(周囲) 32 km	142 km	213 km	(周囲) 12 km

⑦ 施設管理者普通傷害保険

本会では、土地改良区が施設管理を委託している管理人、土地改良区役員、職員が土地改良施設の管理作業中にケガなどした場合に保険金が支払われる「施設管理者普通傷害保険」の団体加入手続きを行っています。

例：保険期間1年（死亡保障 500万円）

	保険金額	保険料
死亡・後遺障害	5,000 千円	13,720 円
入院	5,000 円	
通院	3,000 円	

	保険金額	保険料
死亡・後遺障害	5,000 千円	7,150 円
入院	5,000 円	
—	—	

【加入実績】

平成26年度は、10土地改良区で103名が加入しました。

「多面的機能支払交付金」への支援

(施設の長寿命化のための活動組織対象)

1. 支援の内容

①調査・設計

現地踏査、標準断面等の作成

②工事発注資料の作成

工事仕様書、工事費の算定

③工事監理・検査

現場立会、完成検査（各1回）

成果については、活動組織の方が変更可能なようエクセルデータ等の電子データをお渡しします。

2. 支援の条件

- ①市町を窓口として、複数の活動組織のとりまとめをお願いします。
- ②契約時は、活動組織との直接取引は行いません。

3. 支援の費用

(工事1件当たり、税抜)

支援の内容	標準費用 (円)	最低費用 (円)
①調査・設計	工事費の5.0%	68,000
②工事発注資料の作成	工事費の2.5%	34,000
③工事監理・検査	工事費の2.5%	34,000
合計	工事費の10%	136,000

【費用算出根拠】 (1地区1件当たり、税抜)

- ①2人×28,400円(技師C)×1.20(経費) = 68,160円
- ②1人×28,400円(技師C)×1.20(経費) = 34,080円
- ③1人×28,400円(技師C)×1.20(経費) = 34,080円

4. その他

実施計画の提案、機能診断、優先箇所の選定等も行います。
(費用は別途相談)

これまでの実績：鳥取市、北栄町、大山町、南部町の組織

中間管理事業に係る事業推進支援

◆担い手が魅力を感じる条件整備をしよう◆

畦畔の取り除きから換地を伴う整備まで事業推進のお手伝いします。

市町村職員の退職で基盤整備等に詳しい職員がいなくなり事業の推進に支障が生じて困るとの声をよく耳にします。

県土連の技術指導室はじめ経験豊富なスタッフがノウハウ等も含めて支援します。

* 支援の内容 *

- (1) 概算事業費の算定
- (2) 簡易な現地調査と技術的アドバイス
- (3) 取組事業制度の助言と提案
- (4) 関係者説明会の支援（事業制度、換地、交換分合、技術的工法など）
- (5) その他（事業推進の障害となっている問題の解決支援等）

地元説明会



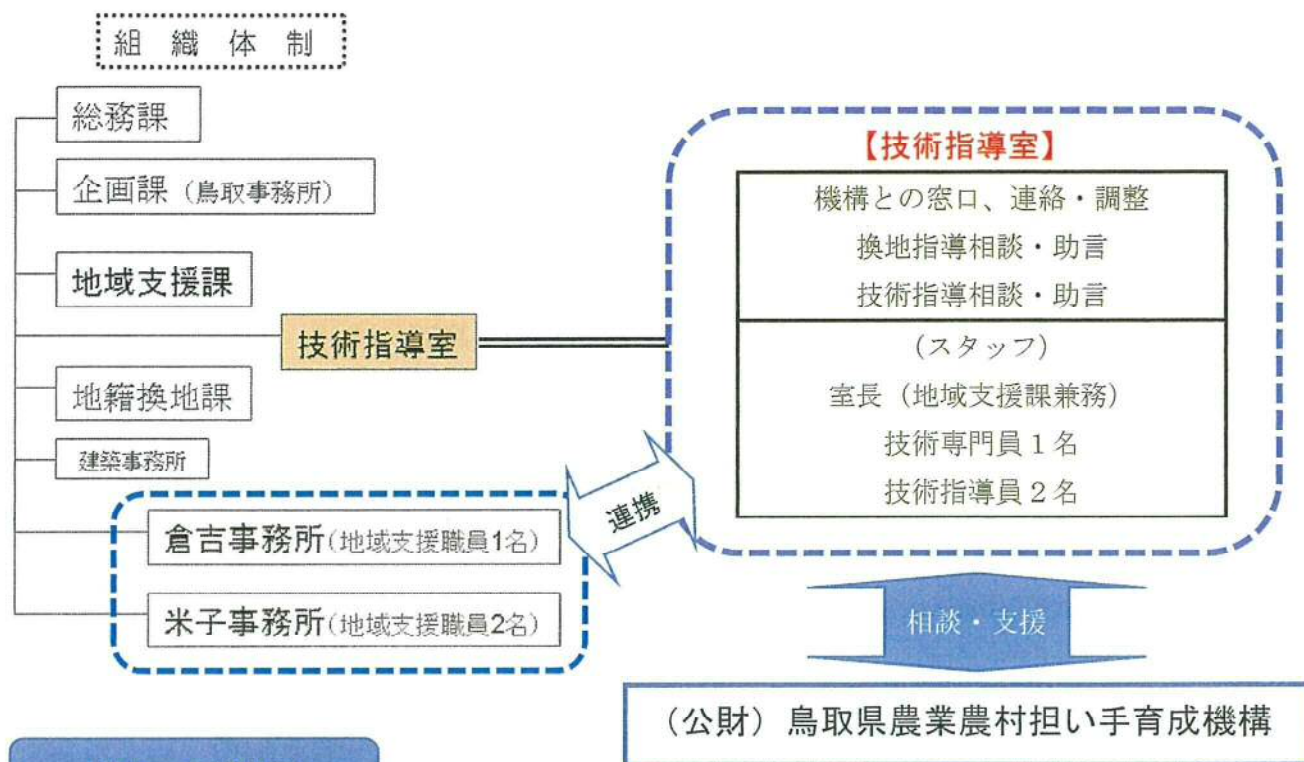
遊休の農用地



農地中間管理事業に係る県土地連の支援体制(H27～)

鳥取県土地改良事業団体連合会
(水土里ネットとっとり)

◎平成 27 年度新たに組織内に「技術指導室」を設置し、農地中間管理事業の促進を支援するため農地や水管理の改善、土地利用調整などを相談・助言する技術専門員と技術指導員を配置しました。



協力・支援内容

1. 基盤条件の改善に対する相談・助言
2. 基盤整備を希望する農家・地区への相談対応
3. 事業化への検討業務
4. 機構と共同した市町村、土地改良区等関係機関との調整業務
5. 基盤整備事業等に係る概略費用の算出補助業務

(担い手との意見交換)

(現地確認)

(検討作業)



支援にあたり「^{みどり}水土里情報」の活用が大いに役立っています。

水土里ネットは 地域とともに！

鳥取県土地改良事業団体連合会 本部事務局

〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地 鳥取県土地改良会館内
電話 (0857) 38-9500 IP(NTT)050-3531-6260
FAX (0857) 38-9577
Homepage <http://www.totirengogonet.or.jp/>

鳥取県土地改良事業団体連合会 鳥取事務所

〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地 鳥取県土地改良会館内
電話 (0857) 38-9500 IP(NTT)050-3531-6260
FAX (0857) 38-9577

鳥取県土地改良事業団体連合会 倉吉事務所

〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所内
電話 (0858) 47-0055 IP(NTT)050-3536-5115
FAX (0858) 22-9127

鳥取県土地改良事業団体連合会 米子事務所

〒683-0054 米子市糺町1丁目160番地 鳥取県西部総合事務所内
電話 (0859) 32-9710 IP(NTT)050-3533-1712
FAX (0859) 32-7129

水土里ネットとっとりは、鳥取県土地改良事業団体連合会の愛称です。

